

事務所通信

当事務所は認定経営革新等支援機関です

智創税理士法人 広島事務所

〒722-1115 広島県世羅郡世羅町西神崎958番地の1

T E L 0847-22-3211 F A X 0847-22-3213

E-mail apollon@tkcnf.or.jp(所長用)

mmc.matsuura@tkcnf.or.jp(事務所用)

U R L <http://www.matsuura-apollon.jp>

3

令和5年
2023

令和5年10月1日
インボイス制度開始

INVOICE ST

ANOTHER ST

適格請求書
発行事業者

今月のことば

目的には、
理想が伴わねばならない

渋沢栄一
(実業家)

消費税

ここが知りたいインボイス④
適格請求書発行事業者の登録申請の注意点

経営

この費用、固定費?変動費?

~変動損益計算書の活用で儲けを見える化~

労務

中小企業の60時間を超える残業の
割増賃金率が引き上げられます!

コラム

大河の主人公! 家康に学ぶ健康を保つ3つの知恵

ここが知りたいインボイス④

適格請求書発行事業者の登録申請の注意点

インボイス制度では、インボイス（適格請求書）を発行するには、適格請求書発行事業者の登録が必要です。制度が開始される令和5年10月1日に登録を受けるためには、原則として3月31までの登録申請が必要ですが、期限後の申請であっても柔軟な対応が行われることになりました。

※本欄は、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）の内容をもとに作成しています。

適格請求書発行事業者の登録申請手続

Q1 インボイス（適格請求書）を発行するための手続について教えてください。

A1 インボイス（適格請求書）を発行するためには、税務署長に「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、適格請求書発行事業者の登録を受けなければなりません。

登録を受けると、登録番号や公表情報等が記載された「登録通知書」が送付されるとともに、国税庁「適格請求書発行事業者公表サイト」に名称、登録番号等が掲載されます。

Q2 いつまでに適格請求書発行事業者の登録申請をしなければなりませんか？

A2 インボイス制度が開始される令和5年10月1日から登録を受ける（インボイスを発行する）ためには、原則として令和5年3月31日までに登録申請が必要ですが、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、4月1日以後の登録申請であっても柔軟に対応する方針が示されました。これを受け、国税庁は次の対応を公表しました。



施行日（令和5年10月1日）に登録を受けようとする事業者が申請期限である令和5年3月31日後に提出する登録申請書の取扱いについては、この閣議決定に基づき、当該事業者が令和5年4月1日以後に困難な事情の記載がない登録申請書が提出されたとしても、令和5年9月30日までの申請については、インボイス制度が開始する令和5年10月1日を登録開始日として登録されることとなります。

出典：国税庁HP「登録申請書の令和5年4月1日以後の提出について」

上記により、実質的に4月1日以後の登録申請であっても、10月1日からの登録が可能になりますが、登録通知書が届くまでに一定期間（※）を要するため、注意が必要です。

インボイス制度への対応には、さまざまな準備が必要です。登録申請が遅くなると、対応準備に支障をきたすため、得意先にも迷惑がかかります。登録の意思がある方は、早めに申請しましょう。

※国税庁は、平均的な登録処理期間についてe-Tax提出は約3週間、書面提出は約1か月半としています。

免税事業者の登録申請の注意点

Q3 当社は、消費税の免税事業者ですが、適格請求書発行事業者への登録を検討しています。注意点はありますか？

A3 免税事業者が適格請求書発行事業者に登録すると、課税事業者として消費税の申告・納税が必要になります。

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受ける場合には、登録希望日（提出日から15日以後の日）から課税事業者となる経過措置があります（令和5年10月1日より前に登録の通知を受けた場合であっても、登録の効力は令和5年10月1日から生じます）。

この経過措置の適用を受ける場合には、登録日から課税事業者となりますので、「消費税課税事業者選択届出書」を提出する必要はありません。

Q4 令和5年度税制改正において、免税事業者から適格請求書発行事業者になった事業者の負担軽減措置が設けられるそうですが？

A4 税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます（2割特例）が予定されています（下記図表参照）。

消費税の申告には、通常、売上や仕入にかかる消費税額等の集計やインボイスの保存などが必要になりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率ごとに把握するだけで、申告書を作成することができます。

この2割特例は事前の届出が不要であり、申告時に選択適用することが可能です（確定申告書にその旨の付記が必要）。

◎対象者

免税事業者から適格請求書発行事業者になった方（2年前〈基準期間〉の課税売上高が1,000万円以下等の要件を満たす方）

◎対象期間

令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間（個人事業者は、令和5年10月～12月の申告から令和8年分の申告まで対象）

2割特例の適用、その後の課税期間における簡易課税制度の選択・届出については、事前に当事務所にご相談ください。

なお、令和4年度補正予算において、インボイス制度への対応を支援する各種補助金が拡充されました。

図 表 売上700万円(税額70万円)、経費150万円(税額15万円)のサービス業のケース

- 本則課税: $70\text{万円} - 15\text{万円} = 55\text{万円}$
- 簡易課税: $70\text{万円} - 35\text{万円}^* = 35\text{万円}$
※ $70\text{万円} \times 50\%$ (サービス業のみなし仕入率)
- 2割特例: $70\text{万円} \times 20\% = 14\text{万円}$



*第3種事業(みなし仕入率70%)～第6種事業(みなし仕入率40%)であれば、特別の事情がない限り、特例を適用したほうが負担軽減が図れます。

この費用、固定費？変動費？

～変動損益計算書の活用で儲けを見える化～

一般的に人件費や水道光熱費は固定費とされています。しかし、その固定費の中には売上によって変動するものが含まれているケースもあります。自社の実態に合わせて固定費と変動費をきちんと区分し、限界利益を確認することで変動損益計算書を有効活用することができます。

変動損益計算書は業績管理に役立つ

経営を行う上で発生するすべての費用は、「固定費」と「変動費」の2つにわけることができます。

固定費とは、売上の増減にかかわらず毎月一定に発生する費用のことです。たとえば、人件費や減価償却費、地代家賃、水道光熱費、保険料などが挙げられます。

一方、変動費とは、売上の増減に比例して発生する費用のことです。たとえば、原材料費、仕入原価、販売手数料、外注費、運送費などが挙げられます。

売上から変動費を引くと限界利益になり、限界利益が固定費より多いと黒字になります。固定費と変動費をわけることで、利益を出すためには売上がどれくらい必要かを把握

できます。また、限界利益と固定費が等しくなる売上をいわゆる「損益分岐点」です。通常の損益計算書では支出部分を「売上原価」と「販売費及び一般管理費」にわけるために、変動費と固定費を迅速に確認することができませんが、支出部分を変動費と固定費に分類し直した変動損益計算書であれば限界利益を確認でき、業績管理に役立ちます（図表1）。

固定費なのか変動費なのかを見極めることがポイント

売上に関係なく発生する固定費の中にも、業種・業態によっては売上にともない変動する要素が含まれていることもあります。それらを変動費に分類し、限界利益を確認することで、より正確な経営状態を把握することにもつながります。

図表1 通常の損益計算書と変動損益計算書の違い(例)

通常の損益計算書		変動損益計算書		
		(単位:千円)		
売上高		1,000		
売上原価	材料費	400	↓	
	工場人件費	200	-----	
	小計	600		
	売上総利益	400		
販売費及び一般管理費	店舗家賃	100	→ 变動費	
	販売人件費	150	400	
	その他経費	30	限界利益	600
	小計	280	→ 固定費	480
	経常利益	120	経常利益	120

参考文献「わかる財務分析できる経営助言」

たとえば、図表2は美容室Aの変動損益計算書です。それまで美容室Aでは、スタイリストとアシスタントの人事費をすべて固定費として管理していました。しかし、その内訳は、スタイリストの給与の大半は歩合給で、アシスタントの給与は固定給でした。そこで、スタイリストの歩合給は変動費として管理することにしました。これによって経営者のイメージと変動損益計算書が一致し、毎月スタイリスト1人がいくら売上をあげると黒字になるかがわかるようになりました。

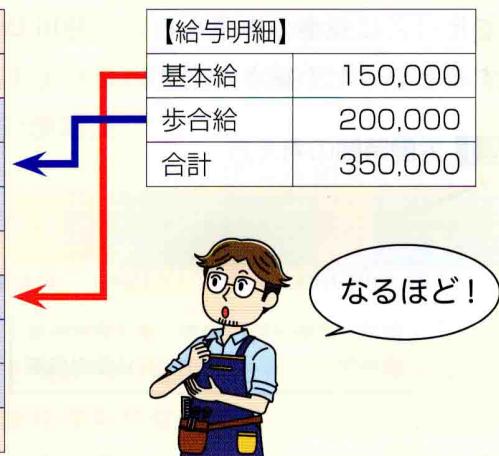
また、図表3は製造業Bの変動損益計算書です。この企業では、繁忙期は電気代や残業

代が増加し、閑散期の電気代は基本料金程度で、労務費も基本の固定給しかかかりません。しかし、電気代・労務費のどちらも固定費として管理していました。そこで、企業の実情に合わせ、固定費と変動費を組み替えました。これにより、変動損益計算書が業務量に見合うものになり、正しい限界利益が把握できるようになりました。

変動損益計算書を経営に活用するためのヒントの一つが固定費なのか変動費なのか見極めることです。現状の人事費や水道光熱費が適切かどうかを確認することで、儲かる仕組みを再認識してみましょう。

図表2 美容室Aの変動損益計算書

売上高	技術売上	xxx
	物品売上	xxx
変動費	仕入	xxx
	歩合給	xxx
	歩合給法定福利費	xxx
	限界利益	xxx
固定費	給与賞与	xxx
	法定福利費	xxx
	その他の経費	xxx
	経常利益	xxx



図表3 製造業Bの変動損益計算書

売上高	素材収入	xxx
	加工収入	xxx
変動費	材料仕入	xxx
	外注加工費	xxx
	電力費(変動)	xxx
	労務費(変動)	xxx
	限界利益	xxx
固定費	電力費(固定)	xxx
	労務費(固定)	xxx
	その他の経費	xxx
	経常利益	xxx

電気ご使用量のお知らせ		
ご使用場所 ○○市○○区○○1-23		
xx年x月分 ご使用期間 △月△日～△月△日		
検針月日 △月△日～(△△日間)		
ご 使用 量 xx×kWh		
請求予定金額 (うち消費税相当額)		xx,xxx円 xxx円
基本料金		xxx円xx銭
上記料金内訳	1段料金	xxx円
	2段料金	xxx円
	3段料金	xxx円
	燃料費調整	xxx円
再エネ発電賦課金		xxx円
口座振替割引		-xx円xx銭

*「TKC全国会年度重要テーマ研修2022」資料より作成

中小企業の60時間を超える残業の割増賃金率が引き上げられます!

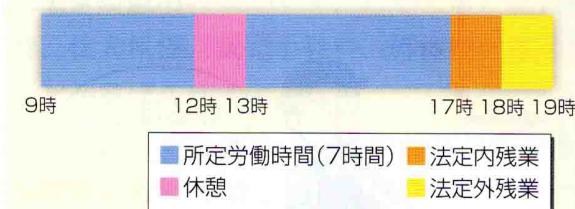
令和5年4月1日より、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が25%から50%になります。制度改正を機に、自社の勤務状況を見直しましょう。

意外と細かく決められている 「残業」の制度

労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいいます。

残業についても同じで、残業をするにあたっては、労働者が所定労働時間（就業規則等で定めた労働時間）内で終わらない業務について使用者に残業の申請を行い、使用者が承認するといった手続きが必要になります。

図表1 労働時間の考え方



図表1のケースでは労働時間はそれぞれ下記のように扱われます。

【所定労働時間】

就業規則等で会社が定める労働時間です。ここでは9時から17時まで、休憩1時間を除く7時間が所定労働時間になります。

【休憩】

所定労働時間が6時間超の場合45分以上、8時間超の場合1時間以上必要です。

【法定内残業】

所定労働時間を超え、法定労働時間（18時）までの残業です。

残業代の支払いは必要ですが、割増賃金は不要です。



【法定外残業】

法定労働時間を超える残業です。図表1では19時までの1時間が法定外残業となり、割増賃金を支払う必要があります。

法定外残業と法定休日の労働を行わせるには、従業員との間で労働基準法第36条に基づく協定（サブロク協定）を結び、労働基準監督署に届け出る必要があります。

令和5年4月1日から 変更となる内容

令和5年4月1日から、中小企業の割増賃金率が25%から50%に引き上げとなります（図表2）。

図表2 2023年4月1日からの残業割増賃金率

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

出典：厚生労働省・中小企業庁「2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」

図表3 割増賃金の算出方法(1か月の起算日が毎月1日、法定休日が日曜日の場合)

日	月	火	水	木	金	土	
	1 5時間	2 5時間	3	4 2時間	5 3時間	6 5時間	白色 60時間以下の時間外労働(25%割増)
7 5時間	8 2時間	9 3時間	10 5時間	11	12 5時間	13 5時間	
14 3時間	15 2時間	16	17	18 3時間	19 3時間	20 3時間	緑色 60時間超の時間外労働(50%割増)
21 3時間	22 3時間	23 2時間	24 1時間	25 1時間	26 2時間	27 1時間	
28 3時間	29 1時間	30 1時間	31 2時間				赤色 法定休日労働(35%割増)

出典：厚生労働省・中小企業庁「2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます」

割増賃金に関して就業規則に定めがある場合、変更が必要となることがありますので、自社の就業規則を確認してください。

法定休日の労働時間は「月60時間」の算定には含まず、賃金は35%割増ですので、具体的には図表3のように計算を行います。

なお、残業申請書を整備するなどルールを明確にすれば、非効率な残業を減らすことができます。労務管理の見直しの際に合わせて検討してみましょう。ただし、明らかに所定労働時間内に終了しない業務量を与えている場合や慢性化している残業を使用者が黙認している場合は、上記の手続きがなくても残業と認定されますので注意が必要です。

変形労働時間制で 人、お金、時間を有効活用しよう

労働時間の長短が時期によってはっきりしている場合、変形労働時間制を利用することで、残業を抑えられる場合があります。

(1) 1年単位の変形労働時間制

1か月を超え、1年内の一定期間を平均

し、1週間あたりの労働時間が40時間以内の範囲において、特定の日または週に1日8時間または1週40時間を超え、一定の限度で労働させることができます。

(2) 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定期間を平均し、1週間あたりの労働時間が法定労働時間を超えない範囲内において、特定の日または週に法定労働時間を超えて労働させることができます。

(3) 1週間単位の非定型的変形労働時間制

従業員が30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができます。

(4) フレックスタイム制

3か月以内の一定期間の総労働時間を定めておき、労働者がその範囲内で各日の始業および終業の時刻を選択して働く制度です。

変形労働時間制を導入する場合、就業規則や労使協定の改定、労働基準監督署への届出が必要となることがあります。

この機に勤務体系の見直しを検討していかがでしょうか。

大河の主人公！家康に学ぶ 健康を保つ3つの知恵

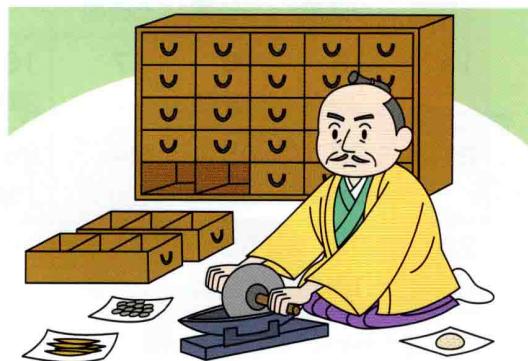
戦国時代を勝ち抜き、江戸幕府を開いた徳川家康。平均寿命が40歳以下とされる江戸時代に75歳まで生きた、長寿の人物であったことでも知られています。その理由はいったい何だったのでしょうか。



その1 食べ物の好き嫌いがなく薬にも詳しい

家康の食事といえば、晩年に天ぷらを好んで食べたというエピソードが知られています。その反面、若いころから麦飯を食べていたほか、鷹狩の獲物の肉や、出身地・岡崎の八丁味噌など、好き嫌いなく何でも食べていました。

また、薬学にも詳しく、体調が優れないときは自分で薬を調合していました。



その2 体を動かすことが好き

家康は鷹狩を好み、剣術に優れ、泳ぎも上手く、晩年まで体を動かすことが大好きでした。

馬術や弓術、鉄砲なども上手く、当時の武術は一通り極めていたようです。



その3 色々なことに興味を持ち趣味を楽しむ

知的好奇心が強く、インドアの趣味にも関心がありました。小さいころから親しんだ囲碁・将棋は将軍になってからも楽しみ、読書家でもあったほか、スペインやポルトガルからもたらされた時計や天文学にも興味がありました。



江戸時代の將軍で最も長寿だった徳川慶喜（享年77歳）も、家康同様、食事に気を使い、趣味で体を動かしていました。また、新しいものに目が無く、知的好奇心が旺盛だったところも共通しています。健康・長寿のための三大要素なのかもしれません。

【今月のことば】 目的には、理想が伴わねばならない 渋沢栄一（実業家）

ビジネスでの目標の掲げ方には、「少し頑張れば手の届きそうな目標を掲げる」「できるかどうかわからないが、ぜひやってみたい目標を掲げる」の2つがある。達成率だけを追うなら前者でよい。後者であれば、仮に100%達成できなくても、前者よりもはるかに高みに到達するし、挑戦した自分も成長する。現実に流されず、高く「理想」を掲げよう。 出典：桑原晃弥著『逆境を乗り越える 渋沢栄一の言葉』（リベラル社・2020年）